

「令和5年度石川県グリーンボンド外部評価業務委託」に係る企画提案書の募集について

1 業務概要

(1) 委託業務名

令和5年度石川県グリーンボンド外部評価業務委託

(2) 事業目的および業務内容

別紙「令和5年度石川県グリーンボンド外部評価業務委託仕様書」(以下仕様書という。)のとおりに

(3) 委託契約期間

契約日から令和6年3月31日まで

(4) 委託契約金額の上限

2,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

※環境省からの補助金控除前の金額

2 プロポーザル参加資格に関する要件

この企画提案に参加できるものは次の要件のすべてを満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと
- (2) 参加資格認定の日において、現に石川県の指名停止措置を受けている者でないこと
- (3) 参加資格認定の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 石川県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がないものであること
- (5) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 企画提案参加申込について

企画提案への参加を希望する場合は、必要書類について、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年6月30日（金）17時必着
- (2) 提出書類 ① 企画提案参加申込書（別紙様式1）
② 企画提案参加資格誓約書（別紙様式1-2）
③ 企画提案参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類（様式任意）
④ 県税事務所または県総合事務所税務課が発行する県税に滞納がない旨の証明書
- (3) 提出先 石川県総務部財政課 井上、井田
Email : ti-0621@pref.ishikawa.lg.jp、idakota@pref.ishikawa.lg.jp
- (4) 提出方法 電子データ（PDF形式）とする。

4 企画提案書の提出

企画提案への参加を申し込んだ事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

- (1) 企画提案書等
 - ア 企画提案書
 - ・ A4サイズ、本文10ページ以内（表紙、目次、ディスクレーマーは除く）
 - ・ 記載事項については、「（別記1）企画提案書の記載項目」のとおりとする。
 - イ 見積書
 - ・ 環境省の補助金控除前の金額で、「1（4）委託契約金額の上限」に掲げる上限の範囲内で作成することとし、経費を積算した内訳を示すこと。
- (2) 提出期限 令和5年7月7日（金）17時必着
- (3) 提出先 石川県総務部財政課 井上、井田
Email : ti-0621@pref.ishikawa.lg.jp、idakota@pref.ishikawa.lg.jp
- (4) 提出方法 電子データ（PDF形式）とする。

5 質問および回答

質問がある場合は、令和5年6月30日（金）までに、所定の質問書（別紙様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、担当宛に電子メールで送信すること。

メールのタイトルは「【事業者名】令和5年度石川県グリーンボンド外部評価業務委託質問書」とすること。

<電子メールアドレス> ti-0621@pref.ishikawa.lg.jp、idakota@pref.ishikawa.lg.jp

回答は、令和5年7月4日（火）までに電子メールにより行う。

ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

6 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

プロポーザル申込みがあった事業者から提出された企画提案書の内容を、別記1の項目について審査し、総合的に最も優れた提案をした事業者を委託候補者として選定する。

参加者が1者だった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

7 契約の方法等

- (1) 審査により選定された委託候補者は、外部評価業務の実施について県と調整を行い、環境省の補助金「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」又は「地域環境保全対策費補助金」の申請を行う。
- (2) 補助金の交付決定後、県と協議の上、改めて見積書を提出し、契約内容が合意に至った場合は随意契約により契約を締結する。なお、補助金の交付が決定した場合は、外部評価業務に係る積算金額から補助金額を控除した金額を契約金額とする。
- (3) 補助金の交付が受けられなかった場合は、その理由について速やかに県に報告した上で、改めて県と協議する。県と協議が整った後、改めて見積書を提出し、契約内容が合意に至った場合は、随意契約により契約を締結する。
- (4) 委託契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀企画提案者と提案内容に沿って協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に契約を締結する。
- (5) 最優秀企画提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者と契約を締結するものとする。

8 その他

- (1) この公募型企画提案の参加に必要な経費は参加申込者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。
 - ① 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は認めない。
 - ② 提出書類をこの公募型企画提案以外の目的で使用せず、また当該参加者に無断で公表しない。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ① 企画提案書に虚偽の記載があるもの
 - ② 所定の日時、場所に提示しなかったもの
 - ③ その他、本要領に示す条件、指示事項に違反したもの
- (4) 応募した企画案が採用された場合、その一切の著作権は石川県に帰属することとする。

9 お問い合わせ先

石川県総務部財政課 井上、井田

TEL : 076-225-1257 FAX : 076-225-1258

メールアドレス : ti-0621@pref.ishikawa.lg.jp、idakota@pref.ishikawa.lg.jp

(別記1)

企画提案書の記載項目

以下の項目について、具体的に記載すること。

1 本業務の実施体制

責任者、各業務の担当者等の構成、人数、業務従事予定者の略歴（資格、本業務に関するこれまでの経験等）

2 業務取組み方針および内容・方法

- ・業務全体に関する基本的な取組み方針
- ・フレームワークの評価方法および評価の考え方
- ・本県が想定している資金使途に対する評価（別途参加申込者に対して提示）
- ・本業務を実施するに当たっての貴社の特色および優位性

3 スケジュール

成果物の納品時期を9月末と仮定した場合の業務実施スケジュール（環境省補助金の活用を前提とする）

4 業務実績の有無

令和2年4月1日以後の日本国内におけるグリーンボンド発行に係る外部評価業務実績（環境省補助金の活用の有無についても記載すること）

5 その他参考となる情報